

警察庁、文部科学省による準中型免許制度の周知対策

主な周知内容

- 高校新卒者など18歳でも車両総重量7.5トンまでの貨物自動車の運転が可能
- 現行制度下での普通免許取得により円滑に準中型免許の取得が可能
- 制度改正後の普通免許が車両総重量3.5トンまでに限られることに留意

警察庁

↓
準中型免許制度の高等学校に対する周知について(依頼)
(平成28年10月27日)

文部科学省(初等中等教育局)

↓
準中型免許制度の高等学校に対する周知について(依頼)
(平成28年11月1日)

各都道府県教育委員会等(市町村教育委員会等)

↓
域内高等学校等

↓
高等学校に対する準中型免許の新設に係る
広報啓発活動の更なる強化について
(平成28年11月7日、警察庁通達)

各都道府県警察への通知内容

- 高校新卒予定者等に対する準中型免許の趣旨等の確実な周知
- 関係団体との緊密な連携による高等学校等に対する積極的な広報啓発活動
- 必要に応じて問合わせ窓口設定等による高等学校等との連携の更なる強化